

露『2020年までの国家安全保障戦略』と東アジアの安全保障環境

2010年2月4日

未来工学研究所 技術・国際関係研究センター 研究員

小泉 悠

1. はじめに

2009年5月、ロシア連邦国家安全保障会議(sovbez RF)は、『2020年までの国家安全保障戦略』(以下、『安全保障戦略』)¹を公表した。同文書は、2000年の『国家安全保障概念』(以下、『安全保障概念』)²の後継として策定されたもので、9年ぶりの安全保障政策改訂として内外で注目を集めた。

しかし、今次『安全保障戦略』を巡る議論の大部分は、方法論上の変化や西側諸国に対する認識の変化に向けられており、本稿のテーマである東アジアの安全保障との関連において同文書の意義を論じた議論は、現在に至るまでほとんど見られない。これは、『安全保障戦略』におけるアジアについての言及が、アメリカ、NATO(北大西洋条約機構)、CIS(独立国家共同体)などに比べて非常に少ないため(後述)と考えられる。

だが、言及の多寡に関わらず、ロシアがアジア太平洋地域の一角を占めているという地理的現実是不変であり、同国が東アジアの安全保障と無縁であることはありえない。むしろ、長大な国境を接する中国との関係(中国軍近代化、中距離核戦力、兵器コピー問題)や、日米のミサイル防衛(MD)構想、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発など、多くの点でロシアは同地域に安全保障上の利害関係を有している。また、日本を含む周辺諸国から見ても、中国・インド・東南アジアへの活発な武器輸出や、アメリカとの戦略的關係においてロシアの存在感は小さくない。

そこで本稿では、次の三段階を通じて、今次『安全保障戦略』と東アジアの安全保障について考えてみたい。

第一段階では、まず、『安全保障戦略』から読み取ることができるロシアの自己認識、対外認識、脅威認識を、従来の『安全保障概念』や『国家安全保障戦略 草案』(以下、『草案』)³と比較しつつ指摘する。第二段階では、こうして得られたロシア側の認識を手掛かりとして、現在の東アジアにおける安全保障情勢をロシア側の視点に立って捉えなおす。そして第三段階では、以上の作業を踏まえたうえでの結論として、ロシアの安全保障政策における東

¹ 『2020年までのロシア連邦国家安全保障戦略』、安全保障会議(2009年5月12日承認)
<<http://www.scrf.gov.ru/documents/99.html>>

² 『ロシア連邦国家安全保障概念』、安全保障会議(1997年12月17日承認、2000年1月10日改訂、2009年5月12日失効)<<http://www.scrf.gov.ru/documents/1.html>>

³ 安全保障会議が有識者会議の結果を踏まえて作成、配布したもの。『ロシア連邦国家安全保障戦略 草案』、ロシア連邦安全保障会議(2005年)。

アジアの位置づけについて考察することにしたい。

2. 『安全保障戦略』の概要と比較検討

今次『安全保障戦略』の構成と概要を表-1 にまとめた⁴。このうち、本稿の問題意識との関連から興味深い点をまとめれば、以下の通りである⁵。

(1) 国力回復への自信

経済危機による政治・社会の不安定化に強い危機感を示していた『安全保障概念』に対し、『安全保障戦略』では、「ロシアは政治・経済・社会にわたる 20 世紀末の構造的危機を克服した」として、国力回復への強い自信が伺われる。また、『安全保障概念』が、経済・社会的な混乱や国家分裂の危険性、大規模テロなどの対内的安全保障を最上位に置いていたのに対し、『安全保障戦略』では、対外的安全保障を最上位に置いていることが変更点として指摘できる。

これに関連して、今次『安全保障戦略』では、経済成長や社会的安定によって総合的安全保障を目指す「国家発展アプローチ」⁶が採用されている。これは 2007 年に経済発展省が発表した『2020 年までの長期社会経済発展戦略』⁷や 2008 年 2 月のプーチン大統領（当時）の演説『2020 年までの新発展戦略』（いわゆるプーチン・プラン）⁸の影響を強く受けたもので、「GDP 世界トップ 5 入り」などの目標は、もとはこれらの経済発展戦略において提唱されていたものであった⁹。

また、今次『安全保障戦略』では、「軍拡競争の回避」、「合理的十分性と効率性に基づく国防」、「必要最低限のコストでの均衡」といった表現が随所に盛り込まれており、軍事力が経済成長の負担になってはならないという原則が貫かれている¹⁰。

⁴ 拙稿「最新ロシア公式文書分析『2020 年までの国家安全保障戦略』」『軍事研究』44 巻 8 号（2009 年 8 月）より転載。

⁵ より詳しくは、上記の拙稿およびロシア東欧学会 2009 年度大会における筆者の発表予稿

<<http://www.akita-u.ac.jp/eduhuman/ilc/jarees2009/koizumi.doc>>を参照。

⁶ 『草案』において初めて打ち出されたアプローチ。詳しくは、兵頭慎治「プーチン政権における『国家安全保障概念』の改訂をめぐる動き：『国家安全保障概念』から『国家安全保障戦略』へ」スラブ・ユーラシア学の構築研究報告集 No.14『ロシア外交の現在 II』（北海道大学スラブ研究センター、2006 年）1-11 項を参照。

⁷ 『2020 年までの長期社会経済発展戦略』（経済発展省）

<<http://www.economy.gov.ru/wps/wcm/myconnect/economylib/mert/welcome/economy/macroeconomy/administmanagementdirect/doc1202863991297>> 概要のみ。

⁸ *РИА Новости*, 2008 年 2 月 8 日。

⁹ 執筆者のひとりである世界経済国際関係研究所(IMEMO)のアルバートフによれば、『戦略』は『発展戦略』とのリンクを意識して策定されている。“Prominent Russian analyst backs new National Security Strategy,” *BBC Monitoring*, via *Johnson's Russia List*, 2009 年 5 月 13 日。

¹⁰ プーチン氏は従来から、プレジネフ政権下での軍拡路線が国家財政の破綻を招いたことに批判的であるとされる。このため、大統領時代の 8 年間を通じて、軍事費は GDP の 2.6%内外、国家予算の 12~15%内外に抑制する方針を維持し続けた。Julian Cooper, “Military Expenditure in three year federal budget of the Russian Federation, 2008-10,” *SIPRI Military Expenditure Project*, p.15

<<http://www.sipri.org/contents/milap/cooper2007>>。また、2003 年のイラク戦争時、議会はアメリカの脅威を理由に国防支出の対 GDP 比を 3.5%まで引き上げるよう要求したが、プーチンは「経済に過大な負担を与えるべきでない」としてこれを拒否している。Julian Cooper, “Society-military relations in Russia: the economic dimension,” Stephen L. Webber, Jennifer G. Mathers, et al., *Military and Society in*

(2) 「多極世界」路線と「大国」としての地位の追求

「多極世界における戦略的安定と互恵的パートナーシップを築ける世界的大国となること」が謳われており、「多極世界」の形成と「大国」としての地位を追求するとの方針は『安全保障概念』から継続している。

しかしながら、『安全保障概念』は「アメリカ主導の西側先進国による支配」V.S「ロシアなどが推進する多極世界」という「相容れない二つの趨勢」の対決として国際情勢を認識していた。これは、NATOの東方拡大やNATO域外への軍事力行使を謳った新『戦略概念』の策定、ユーゴスラヴィア空爆と言った、当時の情勢を反映したものであった。これに対して『安全保障戦略』では、「グローバル化と相互依存の進展によって国家間の発展に格差が生じ、対立が先鋭化している」という、特定の国家を名指ししない表現が用いられており、国際情勢認識はやや緩和されていることが窺われる。また、『安全保障概念』や『草案』に記載されていた「ロシアの政治・経済・軍事的地位の弱体化を図る企み」などの表現も『安全保障戦略』では削除されている。その背景としては、①金融危機などによるアメリカの国力低下¹¹、②新興諸国の政治的・経済的影響力の増大¹²、③オバマ政権による一連の対露政策の見直し¹³の三点を指摘できよう。

(3) 西側に対する姿勢

一方的な武力行使やNATO拡大、国際機関を無視したNATO偏重の国際問題解決への懸念は『安全保障概念』から引き続いて表明されているほか、アメリカのグローバルMD計画（東欧MD計画を含む）や非核戦略兵器¹⁴などが新たな「不安定要因」または「脅威」として挙げられている。

その一方、直接的な軍事力行使に対する懸念は減少している。『安全保障概念』では、「軍事的領域における脅威の水準と規模が増大している」として、核兵器を含むあらゆる手段で敵を撃退するとしていた。また、ユーゴスラヴィア空爆を反映して、「航空攻撃からの国家の防衛」という一文も盛り込まれている¹⁵。これに対して『安全保障戦略』では、「軍事力行使によって問題解決が図られる可能性なしとしない」との表現に留まる一方、「核兵器の使用」や「航空攻撃からの防衛」の語は削除されている。

従って、上述のグローバルMDや非核戦略兵器などは、軍事的な脅威というよりは、「多

Post-Soviet Russia, (Manchester: Manchester University Press, 2006), p.133

¹¹ アメリカ・カナダ研究所(IKAN)所長のロゴフ（『戦略』策定に関与）の見解(“Russian think-tank head interviewed on newly approved National Security Strategy”, *BBC Monitoring via Johnson's Russia List*, 2009年5月13日)

¹² パトルシェフ安保会議書記の見解(*Известия*, 2009年5月13日)

¹³ ネキペロフ科学アカデミー副総裁（『戦略』策定に関与）によれば、『戦略』の公表が遅れたのはオバマ政権出現による対米関係改善の影響を盛り込んだためであった(*ИТАР-ТАСС*, 09年5月14日)。

¹⁴ 第4章9節にある「グローバル即時攻撃能力」の語と併せて、アメリカの推進する通常弾頭型弾道ミサイル(CSM)計画を指すものと思われる。同計画の概要については、以下を参照。“Conventional Warheads for Long Range Ballistic Missiles,” *CRS Report for Congress*, (Congressional Research Service, 2007)

¹⁵ 1999年のNATO軍によるユーゴスラヴィア空爆の際には、チェチェン問題がコソヴォ問題と同じくNATOの軍事介入を招くのではないかと懸念がロシア内部で高まったとされる。Alexei G. Arbatov, “The Transformation of Russian Military Doctrine: Lessons Learned from Kosovo and Chechnya,” *The Marshall Center Papers*, No.2 (The George C. Marshall European Center for Security Studies, 2000) pp.17-21; 兵頭慎治「プーチン・ロシア新政権の対外・安全保障戦略」『防衛研究所紀要』第4巻第3号(2002年2月)、120-146項。

極世界」やロシアの「大国」としての地位への脅威として捉えられていると見なせよう（この点は次節でも触れる）。また、(2)と併せて考えるならば、西側に対する姿勢は全体としてやや軟化していると考えられよう。

(4) 国境防衛への関心増大とテロの扱い

「国境における軍事紛争」の可能性および国境警備強化の必要性が謳われている。

「CIS 外部国境における紛争の発生と拡大」という文言は『安全保障概念』でも見られたが、2005年の『草案』では削除されていた。それが今次『安全保障戦略』において復活したのは、2008年8月のグルジア紛争や北カフカス地域（チェチェン、ダゲスタン、イングーシなど）における最近の治安情勢悪化を反映したものと考えられよう¹⁶。2009年11月に『国防法』が改訂され¹⁷、①国外に駐留するロシア軍への攻撃の撃退、②ロシアに援助を要請してきた外国への攻撃の撃退、③外国に居住するロシア国民の武力攻撃からの保護、④海賊との戦いおよび通商の保護、の四つのケースに関して「軍事力の国外での機動的な使用」が可能となったのも、グルジア情勢を睨んでのことと見られる¹⁸。

つまり、ロシアが直面する可能性のある現実的な軍事紛争としては、グルジア紛争や北カフカスでの対テロ戦などの小規模紛争に重点が置かれていると解釈できよう。

ただし、『安全保障戦略』全体としてのテロリズムの扱いは、『安全保障概念』から大きく変化しているとは言えない。『安全保障戦略』策定の本来の目的は、モスクワ劇場占拠事件（2002年）やベスラン小学校占拠事件（2004年）といった大規模テロ事件に『安全保障概念』が十分に対応できていないとされたことであった¹⁹。にも関わらず、今次『安全保障戦略』では、大規模テロは第四章第四節「国家的・社会的安全保障」の中で扱われているに過ぎず、『安全保障概念』と較べてテロが中心的な課題になっているとは言いがたい。従来『安全保障概念』が、全般情勢（第一章）・国益（第二章）・脅威（第三章）・施策（第四章）のすべてにおいて大規模テロに言及していたことを考えれば、むしろ扱いは後退しているとも考えられる。以上の点から判断すれば、大規模テロは依然として重視されてはいるものの、最重要の脅威とは見なされていないと言えよう。

(5) アジアへの言及

冒頭でも述べたように、本稿のテーマである東アジア地域についての言及は、極めて少ない。約7300語に及ぶ本文中、東アジアについて言及しているのは、以下の2か所のみである。

- 第2章第2節「国益確保におけるネガティブな要素」：長期的に予想される紛争地域のひとつとして朝鮮半島が挙げられている。
- 第2章第3節「推進すべき長期的国際安全保障政策」：RIC（ロシア、インド、中国）、BRICs（ブラジル、インド、中国）、SCO（上海協力機構）との多国間協力関係

¹⁶ 第四章第二節「国家的・社会的安全保障」では、国境警備改善の理由のひとつとして、「テロ・過激主義勢力のロシア領内への侵入」を挙げている。

¹⁷ 連邦法 N252-FZ, 『国防について』（2009年11月9日改訂）。これ以前に可能であった国外での軍事力使用は、2006年の対テロ法に基づく対テロ活動のみであった。

¹⁸ *Известия*, 2009年11月14日。

¹⁹ *РИА Новости*, 2004年9月24日; Pavel Felgenhauer, “Incoherent Double-Dealing,” *Moscow Times*, 2004年12月26日。

いずれにしても、東アジア地域全体としての言及や二国間関係についての言及は一切見られない²⁰。CIS（独立国家共同体）や CSTO（CSTO 集団安全保障条約機構）、EES（ユーラシア経済共同体）、アメリカ、NATO、EU、国連などが個別のパラグラフを割り当てられていることと比較すれば、アジアの扱いの低さは際立っていると言えよう。

しかし、2008年7月に公表された『対外政策概念』²¹では、アジア太平洋地域に対して他の地域・機構とほぼ同等のスペースを割いていた。同文書におけるアジア・太平洋地域への言及は、以下の通り。

- シベリアおよび極東の経済発展、テロとの戦い、文明間の対話などのためにアジア太平洋地域を重視。特に APEC（アジア太平洋経済協力会議）、ASEAN（東南アジア諸国連合）、ARF（ASEAN 地域フォーラム）が重要
- SCO の更なる強化
- 中国およびインドとの友好関係発展はアジア外交における重要な柱
- 中露の戦略的パートナーシップを育成し、地域的・世界的な安定の礎として、国際政治における重要な課題に共通のアプローチで対処する
- インドとの戦略的パートナーシップ深化。特に互恵的な貿易・経済関係の拡大
- 中・印・露の三カ国枠組みにおける、外交・経済政策の推進
- 過去から受け継がれた日本との問題が将来の障害となってはならない
- ヴェトナムとの戦略的パートナーシップの発展。インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポールその他の諸国との多角的関係の推進
- 北朝鮮との建設的関係を保ちつつ、朝鮮半島の核問題の平和的解決を図る

このように、『対外政策概念』におけるアジアへの言及は決して少ないものではなかった。なかでも注目されるのは、中国・インドとの関係に特別のプライオリティを置いていることであろう。この点は、『安全保障戦略』におけるごくわずかな記述の中で、BRICs とは別にわざわざ RIC という「中・印・露」の枠組みを明記していることとも符合する。

同様の関係は、『安全保障概念』についても見出すことができる。『安全保障概念』では、アジアについての記述が『安全保障戦略』以上に少なく、中国・インドに関する記述も（二国間・多国間含めて）見られない。しかし、同時期に公表された旧バージョンの『対外政策概念』（以下、旧『対外政策概念』）²²は、アジア太平洋地域に他地域・機構とほぼ同等のスペースを割いているほか、中国・インドを最重要のパートナーと位置づけていた（ただし、この段階ではまだ、中・印・露の三カ国枠組みには触れていない）。

²⁰ しかも SCO の項では、東アジアからの参加国である中国やオブザーバー参加国であるインドへの言及は無く、「中央アジア地域における相互信頼とパートナーシップの強化」という設立当初の目的が指摘されているに過ぎない。

²¹ 『ロシア連邦対外政策概念』、外務省（2008年7月12日承認）

<<http://www.mid.ru/ns-osndoc.nsf/0e9272bfa34209743256c630042d1aa/d48737161a0bc944c32574870048d8f7?OpenDocument>>

²² 『ロシア連邦対外政策概念』、安全保障会議（2000年6月28日承認）。同文書は『安全保障概念』の下位ドクトリンと位置づけられ、ほぼ同時期に公表された『軍事ドクトリン』とともにひとつの安全保障政策パッケージを形成していた。Marcel de Haas, “The Development of Russia’s Security Policy 1992-2002,” *RUSSIAN MILITARY REFORM 1992-2002*, (FRANK CASS: London & Portland, 2003), p.15-16

『草案』の場合は、『対外政策概念』に相当する外交政策文書を伴っていないが、中国・インドの台頭による影響力拡大を予測している箇所があり、中・印重視路線という意味では、やはり共通性が見られる。

したがって、外交まで含めた安全保障政策全体として捉えれば、アジアは軽視されてきたわけではない。特に中国・インドとのパートナーシップはほぼ一貫して重視されており、最近ではこれを「中・印・露」の三カ国枠組みへと発展させようとする意図も読み取れる。

3. ロシアから見た東アジアの安全保障環境

前節で指摘した『安全保障戦略』の特徴を、「はじめに」で述べた 3 つの基準に従って整理すれば、次のようにまとめることができよう。

- **自己認識**：西側と「対等」な「大国」を目指すという目標自体は、従来の安全保障政策文書から継承。ただし、国力および対内的安定については自信を回復。経済発展を最大の国益と規定
- **対外認識**：「多極世界」の実現性について、従来よりも楽観的。西側に対する姿勢はやや軟化。アジアでは中国・インドとの二国間・多国間パートナーシップ重視
- **脅威認識**：NATO の東方拡大、アメリカのグローバル MD や通常型戦略兵器配備などを、「多極世界」および「大国」としての地位追求に対する脅威と認識。その一方、NATO との軍事衝突に対する懸念は低下し、国境付近における局地紛争やテロリスト・過激主義者流入を脅威視

以下では、これら 3 点の認識を手掛かりとしつつ、東アジアの安全保障環境をロシア側の視点から捉えなおしてみたい。

(1) 対米核均衡と日米 MD

「大国」としての地位と「多極世界」とを追求する上で、最初に考慮しなければならないのは、アメリカとの関係であろう。これらはいずれも、参照点をアメリカ（およびその同盟国である西側諸国）に置いた概念であるからだ。

なかでも、安全保障の領域において近年、重要性が高まっているのが、アメリカとの戦略核戦力の均衡を巡る問題である。

ソ連崩壊後、ロシアは経済力や科学技術力、さらには通常戦力においても西側諸国に（部分的には中国にも）大きく差をつけられることになった。こうした中で、ソ連から受け継いだ膨大な戦略核戦力は、ロシアの「大国」としての地位を担保するとともに、アメリカに対して行使できる数少ないレバレッジの一つとなった。特に、冷戦期に米ソが結んだ ABM（弾道弾迎撃ミサイル）条約や START I（戦略兵器削減条約）は、アメリカに対する「対等性」を象徴するものであったと言えよう。ブッシュ米政権（当時）が東欧への MD 配備を計画したことに対し、ロシアが猛烈な反対を示したのも、それが米露の「対等性」を損なうものであったためと考えられる²³。

²³ たとえばマカロフ露参謀総長は、アメリカの MD 問題は核均衡だけでなく「ロシアが大国であるかどうか

その意味で、START I の失効²⁴を睨んで 2009 年から開始された米露核軍縮交渉は、ロシア側にとって極めて重要な意義を持っていた。アメリカが今後とも現状の戦略核戦力を維持できる見通しであるのに対し、ロシアの戦略核戦力は運搬手段²⁵の老朽化によって大幅な減少が見込まれるためである（表-2）²⁶。

従って、新たな核軍縮条約を結んでアメリカの核保有量を引き下げなければ、ロシアは今後、「核大国」としての地位を主張することが難しくなってしまう。このため、ロシアは早い段階から START 後継条約の締結を主張し続けてきたが、核均衡に縛られることなく自由に核戦力構築を進めたいアメリカは、これを拒んできた。しかし、2009 年に就任したオバマ米大統領が、「核のない世界」政策の一環として核軍縮交渉に応じる姿勢を示したことで、今後もアメリカに対する「対等」を維持できる見込みが出てきた。また、アメリカと対等な立場で交渉を行っていることそれ自体が、「大国」としての地位を内外にアピールする上で重要であるとの指摘もある²⁷。

今次『安全保障戦略』が、第 4 章に「戦略的安定と対等のパートナーシップ」との節を設け、アメリカの「核のない世界」や米露核軍縮を取り上げているのはこのためであろう。また、「非核戦略兵器」を脅威のひとつに挙げているのも、従来の軍備管理枠組みでは規制できない戦略打撃力をアメリカが持つことを恐れているためと考えられる²⁸。

オバマ政権の政策として、もう一点、重要であったのが、2009 年 9 月に、前述の東欧 MD 配備計画を大幅に変更したことであろう。ホワイトハウスのプレス・リリース²⁹によれば、これによってポーランドへの GBI（地上配備迎撃ミサイル）配備とチェコへの AN/TPY-2 X バンドレーダー配備は撤回され、代わって、イージス艦搭載の海上 MD を次の四段階で推進する計画である。

- 第一段階（2011 年まで）：SM-3 ブロック I A 搭載のイージス艦を欧州近海に配備。陸上には AN/TPY-2 X バンド・レーダーを配備。
- 第二段階（2015 年まで）：適当なテストを経たのち、SM-3 ブロック I B をイージス艦および陸上に配備。レーダーも増強し、短距離、中距離ミサイ

か」に関わる問題であると述べている。New York Times, 2009 年 12 月 30 日。

²⁴ START I は 1994 年 12 月に発効し、2009 年 12 月に失効した。

²⁵ 地上から発射される ICBM（大陸間弾道弾）、SLBM（潜水艦発射弾道弾）を搭載した SSBN（戦略原潜）、戦略爆撃機の「三本柱」を指す

²⁶ すでにロシアの運搬手段数は、「三本柱」のすべてにおいてアメリカに劣勢となっている。さらに今後は、戦略核戦力の根幹を成してきた R-36M（西側名称：SS-18）重 ICBM や数の上での主力であった RT-2PM 「トーポリ」（同：SS-25）ICBM が 2020 年までに寿命の限界を迎えて全基退役するのに対し、新型の RT-2UTTH 「トーポリ M」（同：SS-27）や RS-24 「ヤルス」（同：SS-X-29）の配備ペースは年間 10 基程度でしかない。このため、2020 年ごろには、ロシアの ICBM 保有数は 160～180 基程度にまで落ち込むとの観測もある、詳しくは、Pavel Podvig, “Long-term Force Projection,” *Russian Strategic Nuclear Forces*, <http://russianforces.org/blog/2009/01/long-term_force_projections.shtml>および拙稿「新戦略兵器の配備を狙う米国 新たな米露核軍縮交渉の裏側を読む」『軍事研究』45 巻 1 号（2010 年 1 月）を参照。

²⁷ Steven Pifer, “After START: Hurdles Ahead,” *Current History*, 2009 年 10 月

²⁸ CSM は、ICBM から核弾頭を降ろし、代わりに金属製の貫通型弾頭を搭載したもの。従って、貯蔵されている予備の核弾頭を再搭載（リロード）すれば、短期間で ICBM としての能力を取り戻せると考えられている。詳しくは、拙稿（『軍事研究』、2010 年 1 月）を参照

²⁹ “Fact Sheet on U.S. Missile Defense Policy: A ‘Phased, Adaptive Approach’ for Missile Defense in Europe,” *The White House*, 2009 年 9 月 17 日。

<http://www.whitehouse.gov/the_press_office/FACT-SHEET-US-Missile-Defense-Policy-A-Phased-Adaptive-Approach-for-Missile-Defense-in-Europe>

ルに対する防護範囲を拡大。

- 第三段階（2018年まで）：SM-3 ブロック II A を配備（海上か陸上かは特定されず）。短距離・中距離・戦域ミサイルの迎撃を可能とする。
- 第四段階（2020年まで）：SM-3 ブロック II B を配備（同じく、配備形態特定されず）。中距離・戦域・大陸間弾道ミサイルの迎撃を可能とする。

ロシアは当初、これを「外交的勝利」として受け止め、「勇気ある決断（プーチン首相）」と述べるなどして歓迎ムードを見せた。しかし、変更後の計画でも最終的には ICBM の迎撃を目指すことは同様であり、レーダーが（チェコ以外の）地上に配備されることにも変わりはない。また、海上配備 MD であるためにかえって機動性が高まり、北極海など欧州以外の地域にも進出してくる恐れがあるのではないかと、いった懸念さえ見られるようになった³⁰。このため、ロシア側の最近の発言は、計画への賛否を保留した慎重なものへと変わりつつある³¹。

以上の観点からすれば、現在、日米が共同で進めている海上配備型 MD 計画は、ロシアにとっての潜在的な脅威として映る。従来、日本の MD 計画は、北朝鮮の「ノドン」（射程 1000～1100km）を対象としたものであり、このクラスの MD に対してはロシアも反対してこなかった³²。しかし、より長射程の「テポドン」（射程 1500km）や「テポドン 2」（射程 4000-10000km）が登場したことを受けて、IRBM（中距離弾道弾）の迎撃が可能な SM-3 ブロック II A の日米共同開発が始まると、同計画がアメリカのグローバル MD に統合されることへの懸念がロシア側から表明されるようになった³³。

さらに 2008 年には、よりカバー範囲の広い SM-3 ブロック II B の共同開発が合意された。SM-3 ブロック II B は ICBM の迎撃も可能な NMD であり、日本だけでなく、東欧 MD の代替手段としても配備される予定である。

このため、ラヴロフ外相は最近になって、「日米 MD が戦略的安定にいかなる影響を与えるか、行方を注視している」と以前よりも踏み込んだ表現で懸念を表明している³⁴。また、2009 年末には、ウラジオストクを訪問していたプーチン首相がアメリカの MD を強く批判し、これを突破できる新型運搬手段の必要性を訴えて注目を集めた。これについては、核軍縮を進めているメドヴェージェフ大統領を牽制し、重要なイシューの決定権が自分にあることを示すためとの内政上の解釈も見られるが³⁵、発言の行われた場所を考えれば、日米 MD を意識したものとも考えられる。

（2）中国とのパートナーシップ

アメリカと並ぶ最重要のプレイヤーは、中国である。

³⁰ ロゴジン露駐 NATO 大使の発言。RIA Новости, 2009 年 9 月 28 日。

³¹ たとえばラヴロフ外相は、計画変更の翌月には、アメリカの新 MD 計画に対して「もっと透明性を求める」として立場を微妙に変更した。RIA Новости, 2009 年 10 月 20 日。

³² 実際、中距離弾道弾までを対象とする戦域ミサイル防衛(TMD)システムはロシアも保有しており、NATO と共同で TMD 演習も複数回実施している。これに対して、ICBM クラスを対象とする国家ミサイル防衛(NMD)構想については、米露の核均衡を崩すものとして強硬に反対してきた。

³³ たとえばロシアのバルエフスキー参謀総長（当時）は、2008 年に訪露した我が国の斎藤統合幕僚会議議長（当時）に対して、日本の MD がグローバル MD に統合されることへの懸念を表明している。RIA Новости, 2008 年 4 月 16 日。

³⁴ RIA Новости, 2010 年 1 月 22 日。

³⁵ David J. Kramer, "Putin Is Medvedev's Biggest Spoiler," *Moscow Times*, 2010 年 1 月 13 日。

1960年代以降、中ソは深刻な軍事的対立関係に陥っていたが、1989年の関係正常化を機に両国関係は改善に転じ、2004年には長年の懸案であった未画定国境問題の最終解決に至った。

また、ロシアの安全保障政策上、特に重要なのは、中国がアメリカの「一極支配」に異議を唱え、一方的な軍事力行使やグローバル MD 網の形成に反対の姿勢を示していることであろう³⁶。特に前述した NATO によるユーゴスラヴィア空爆時には、中露は NATO 非難のコミュニケを發出するなど、一致して西側の単独主義に異議申し立てを行っている。つまり中国は、ロシアが「多極的世界」の形成を追求する上での重要なパートナーであると言えよう。

いわゆる「テロとの戦い」の文脈においても、中露間には利害の一致が見られる。両国は「国際テロ、分離主義、宗教的過激主義」との戦いを謳う SCO（上海協力機構）の共同設立国であるとともに、中央アジアにおけるイスラム過激派の伸張に脅威認識を持っており、同地域への米軍の展開に期待（イスラム過激派の制圧）と懸念（アメリカのプレゼンス拡大）の双方を抱いている。チェチェンや新疆ウイグルなどの国内問題を正当化する上でも、両国はともに「テロとの戦い」に利益を見出している³⁷。

また、ロシアは2001～2006年の間に405億ドル分の武器を輸出したが、このうち中国向けは185億ドルにも及んでおり、全体のおよそ46%（輸出相手国第一位）を占めている³⁸。軍事力の近代化を意図しながらも欧米から武器禁輸措置を受けている中国と、武器輸出の拡大を狙うロシアとの思惑が一致した結果と言えよう。

（3）中露間の齟齬

しかしながら、岩下が指摘するように、中露はあくまでもアメリカの単独覇権や一国主義的行動への「カウンターバランス」を目指しているのもであって、軍事的にアメリカと正面から対抗しようとしているわけではない³⁹。また、その際のスローガンとして掲げられている「多極世界」について、両国は何らかの明確な理念を共有しているわけではなく、一枚岩の同盟関係と見なすこともできない。

たとえば、米国同時多発テロ事件（2001年）後、ロシアは対テロ戦争への協力を表明することで対米関係の改善を図ったが、この際、アメリカの ABM（弾道弾迎撃ミサイル）条約脱退を黙認している。同じく MD 反対を唱えていた中国は置き去りにされた形だが、その背景には経済再建のために対米関係を優先すべきであるとのプーチン大統領（当時）の思惑があったとされる⁴⁰。今次『安全保障戦略』において「国家発展アプローチ」が採用されたことを考慮すれば、今後ともロシアが、安全保障面での中国との協調よりも経済面での西側との協調を優先する場面は十分に考え得る。中国側にしても、今後の経済発展を考えれば、最大の貿易相手国であるアメリカとの関係を犠牲にしてまでロシアとの協調をとる可能性

³⁶ 詳しくは、以下を参照。増田雅之「戦略的連携を目指す中露関係」『全方位外交を目指す中国—その現状と展望』（財団法人霞山会、2001年）6-9項

³⁷ 岩下明裕「9.11事件以後の中露関係」松井弘明編『9.11事件以後のロシア外交の新展開』（日本国際問題研究所、2003年）、207-230項

³⁸ Stockholm International Peace Research Institute, *Arms Transfers Data Base*, <<http://armstrade.sipri.org/>>

³⁹ IWASHITA Akihiro, "Primakov Redux? Russia and the 'Strategic Triangles' in Asia," *Eager Eyes Fixed on Eurasia: Russia and Its Neighbors in Crisis*, (Slavic Research Center, 2007)

⁴⁰ 岩下明裕「プーチン政権の対中国外交—現実と幻想の狭間」『プーチン政権下の対アジア・太平洋外交』（日本国際問題研究所、2001年）、59-63項

は考えにくい。

このような中露間の齟齬は、MD 問題に限らず、他の場面でもたびたび見出すことができる。

たとえば、2003 年のイラク戦争では中露は一致して米英の武力行使に反対したとされる。しかし実際には、米英が提案したイラク制裁案（武力行使をも含む）に対して、中国はむしろフランスの示した対案（決議案から「重大な違反」の文言を削除するとともに武力行使に別の決議案を必要とする）に賛同して共同歩調を取った。一方、ロシアはイラクに対してさらに同情的な対案を提出したが支持を得られず、後からフランス案に賛同している⁴¹。

また、2005 年に実施された初の中露合同演習「平和使命（ミールナヤ・ミッシヤ）2005」においては、中国は台湾有事を想定して浙江省での実施を主張したが、ロシアの反対によって結局は山東省の遼東半島で実施することに落ち着いたという経緯がある。ロシア側としては、台湾問題に巻き込まれることや、日米に対して中露の軍事同盟が成立したと誤解されることを恐れたものと考えられる⁴²。さらにロシア側には、中国がその経済力によって SCO の主導権を確立し、中央アジアへのプレゼンスを拡大するのではないかと懸念もある⁴³。このためロシアは、中国と戦略的ライバル関係にあるインドとの合同演習「インドラ」（隔年実施）や武器売却、同国の SCO へのオブザーバー参加などを通じて、常に中国と一定の距離を保とうとしてきた。

一方、中国側としても、ロシアが西部地域で抱えている安全保障問題への関与を回避しようとする傾向がある。たとえば、ロシアは 2007 年、SCO・CSTO（CIS 集団安全保障条約機構）・ユーラシア経済共同体の合同サミットを開催し、SCO と CSTO との安保協力に関するメモランダム調印にこぎつけた。これは、当時、アメリカの東欧 MD 計画や CFE（欧州通常戦略）条約などを巡って西側との関係が悪化してことを受けて、ロシアが中国の取り込みを図ったものと見られる。しかし、中国は、メモランダム調印までは同意したものの、SCO 合同演習「平和の使命 2007」を CSTO の演習と共同で実施するとロシア側提案は拒否した⁴⁴。また、翌 2008 年のオセチア紛争後、ロシアが南オセチアとアブハジアの「独立」を承認した際にも、中国はこれらの独立を（自国の分離・独立問題との関連から）承認していない。

前述したアメリカとの核軍縮においても、中国の存在は問題である。

「核のない世界」を目指すアメリカは、今次核軍縮交渉の妥結後も、さらなる核軍縮を目指して第二・第三段階の交渉を進める意向とされる⁴⁵。これに対してロシア側は、核軍縮交渉自体には象徴的な意義（前述）を見出してはいるものの、対中バランスの観点から消極的な意見が多い。たとえばアメリカでは、「中国の戦略核戦力は小規模であるから、戦略核弾頭を 1000 発から数百発程度まで削減しても抑止力は十分に保てる」とする議論も見られるが⁴⁶、中国と直接に国境を接するロシアの場合、より射程の短い INF（中距離核戦力）や戦術

⁴¹ 岩下、2003 年、213-214 項。

⁴² 岩下明浩「プーチン政権下の対中国アプローチとその特徴」スラブ・ユーラシア学の構築研究報告集 No.14『ロシア外交の現在 II』（北海道大学スラブ研究センター、2006 年）20 項

⁴³ Mark N. Katz, *Russia and the Shanghai Cooperation Organization: Moscow's Lonely Road from Bishkek to Dushanbe*, Slavic Research Centre, <http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/center/essay/20080901e_Mark_N_Katz.html>

⁴⁴ 詳しい経緯については、以下を参照。Marcin Kaczmarek, "RUSSIA ATTEMPTS TO LIMIT CHINESE INFLUENCE BY PROMOTING CSTO-SCO COOPERATION," *CACI Analyst*, 2007 年 10 月 17 日。

⁴⁵ 核軍縮交渉を担当するゴッテモラー米国務次官補の発言。Интерфакс-ABH, 2009 年 5 月 5 日。

⁴⁶ たとえば、アメリカ科学者連合(Federation of American Scientists)は、現状の対兵力攻撃戦略を、都市

核兵器をも考慮しなければならない。このため、ロシアの軍人や専門家の間では、1500発以下の水準まで戦略核弾頭を削減することについては否定的な見解が多い⁴⁷。

特に INF に関して問題なのは、1987年の INF 全廃条約によって米ソが短・中距離弾道ミサイルを全廃したのに対し、同条約の対象外であった中国は、現在も同クラスの弾道ミサイルを 405～475 基も保有していることである⁴⁸。2006 年ごろからバルエフスキー参謀総長（当時）が「INF のグローバル化」（米露以外の国にも INF の保有制限を課すこと）を唱えるようになったのも、中国の INF 規制が狙いのひとつであったと考えられよう⁴⁹。

一方、戦術核については、ロシア軍の通常戦力が NATO および中国に対して劣勢であることが影響している。特に、極東部では当初から中国に対して数の上で劣勢であったうえ、近年の中国軍近代化によって、質・量の両面で劣勢になりつつある（次節で詳述）。このため、戦術核兵器は、劣勢を補うための重要な手段と見なされてきたが⁵⁰、2000 年代以降は特にこの傾向が高まっていることが指摘される⁵¹。

（４）中国への脅威認識

さらに、ロシアが中国に対して、明確な脅威ないし重大な懸念を抱いている分野も存在する。

その第一は、中国軍の急速な近代化である。ソ連崩壊後、極東ロシア軍の兵力は大幅に減少し、作戦能力の低下や装備の旧式化も進んだ。これに対して中国軍は、ロシアからの武器輸入や独自開発によって大幅に近代化を進め、戦略核戦力を除くほとんどの分野で極東ロシア軍よりも優位を獲得しつつある。数の上では中国が従来から圧倒的に優勢であったことを考慮すれば、ロシア軍の劣勢は明らかであると言えよう（表-3）。

このため、軍（特に長大な国境をはさんで中国と対峙する陸軍）には、中国を重大な軍事的脅威としてみなす傾向が強い⁵²。また、ロシアが経済的苦境にあった 1990 年代や、中露の武器貿易がもっとも盛んであった 2000 年代前半であっても、ロシアは戦車や装甲車などの地上兵器を中国には決して売却しなかったことから、ロシア側の警戒感が伺えよう（一方、インドに対しては、ライセンス生産まで含めて大量の地上兵器を移転した）。

第二に、ロシアから中国への武器輸出は、近年、大幅な落ち込みを見せている。

部を対象とした最小限抑止戦略へと切り替えることで核弾頭を 1000 発以下まで削減することが可能であるとしている。Hans M. Kristensen, Robert S. Norris and Ivan Oelrich, *From Counterforce to Minimal Deterrence: A New Nuclear Policy on the Path Toward Eliminating Nuclear Weapons*, (FAS, 2009), <<http://www.fas.org/programs/ssp/nukes/doctrine/targeting.pdf>>

⁴⁷ たとえばソロフツォフ戦略ロケット軍司令官（当時）の発言。Reuters, 2009 年 6 月 10 日。

⁴⁸ *Military Power of The People's Republic of China 2008*, (U.S. Department of Defense, 2009), p.56 より、INF の規制に該当する射程 500～5500km の弾道ミサイルをカウントした。ただし、最多数を占める CSS-6 (315-355 基) の多くは通常弾頭装備と見られる。

⁴⁹ 同参謀総長は、「米露が INF を全廃したのに対して、いくつかの国々では依然、保有・開発を続けている」として、INF からの脱退を示唆する発言を行っている。ИТАР-ТАСС, 2007 年 11 月 7 日。ИТАР-ТАСС, 2007 年 12 月 15 日。

⁵⁰ Alexei G. Arbatov, "Military Reform in Russia: Dilemmas, Obstacles, and Prospects," *International Security*, Vol.22, No.4 (Spring 1998) pp.91-92

⁵¹ 乾一宇「ロシアの国防政策・軍事力」『ロシアの外交—ロシア=欧州=米国関係の視点から—』（日本国際問題研究所、2002 年）、95-96 項。さらに、パトルシェフ安全保障会議書記が 2009 年 10 月に述べたところによれば、策定中の新『軍事ドクトリン』では、小規模な局地紛争においても核兵器の使用を認める方針であるという（*Известия*, 2009 年 10 月 14 日）。

⁵² たとえば、現在進行中の軍改革では、従来の師団からコンパクトで機動性の高い旅団編成への転換が進んでいるが、これについて「中国の脅威」を理由に反対する声が見られる。

2006年以降、中露間では大口の武器輸出契約が締結されておらず、この結果、2008年には、ロシアの全武器輸出額における中国のウェイトは全体の18%程度にまで低下してしまった⁵³。これは、中国の独自開発・生産能力の向上によってロシア製兵器の需要が減少したためでもあるが、より大きな問題は、中国がロシア製のSu-27戦闘機（中国名は「J-11」）を「J-11B」の名で無許可コピーし、さらに輸出まで行おうとしたことにあると考えられる。これは知的財産権の侵害であるだけでなく、ロシアの武器輸出事業に対する重大な脅威として受け止められた。高性能でありながら比較的安価なSu-27シリーズは、最大の「売れ筋商品」であったためである⁵⁴。

その後、2008年の第13回中露軍事技術協力委員会において軍事分野での知的財産保護協定を締結し、コピー兵器の輸出を行わないことで一応、決着した。しかし、その後も、2009年に戦闘機用エンジン100基の輸出契約が締結された以外、中露の武器貿易は依然として低い水準に留まったままである。以前から交渉が続けられてきたSu-33艦上戦闘機の輸出に関しても、中国側が（ロシア側の採算を無視して）少数機の輸出のみを要求したため、結局は2010年になってから交渉決裂が伝えられている⁵⁵。

（5）北朝鮮の核・弾道ミサイル開発

2000年に成立したプーチン政権（当時）は、当初、北朝鮮との関係強化を積極的に進めた。

同年4月には、エリツィン政権下で進められてきた「露朝友好善隣条約」が締結され、対北朝鮮武器輸出が可能となったほか、7月にはプーチン大統領がソ連・ロシアの指導者として初めて北朝鮮を訪問した。その後も、政府・軍当局者によるハイレベル交流が活発に展開され、金正日総書記自身は2001-02年の間に3度も訪露している。この時期のロシアは、アメリカが「ならず者国家」ないし「テロ支援国家」と呼ぶ国々（イラン、イラク、シリア、スーダン、キューバなど）との関係修復を図っており、北朝鮮との接近もその一環と考えられる。

しかし、北朝鮮の核開発問題に関しては、ロシアは全体として宥和的な姿勢を見せていない⁵⁶。

たしかにロシアは、六者協議等の場で北朝鮮に比較的穏健な姿勢を示すことが多いが、第一次核危機（1993-94年）において、ロシアはアメリカと共同歩調を取ってNPT（核不拡散体制）への復帰やIAEA（国際原子力機関）の査察受け入れを北朝鮮に求めているし、第二次核危機（2002年）でも北朝鮮の核開発に「強い懸念」を表明している。さらに、2006年と2009年に北朝鮮が核実験を行った際にも、ロシアは「重大な懸念」を表明するとともに核の放棄を要求するなどしており、核開発そのものを容認してきたわけでは決していない。

⁵³ 露国営武器輸出公社「ロスアバルンエクスポート」のイサイキン総裁の発言。同総裁は、中国のシェアが10-15%まで低下する可能性があるとしている。*Российская газета*, 2009年4月10日。

⁵⁴ 詳しくは、以下を参照。拙稿「“Strategy” and “Market” ロシア武器輸出政策の変遷と将来」『軍事研究』43巻5号。

⁵⁵ 「Su33 航母戦闘機出口中国談判基本“死亡”」『漢和防務評論』

<<http://www.kanwa.com/mrdt/showpl.php?id=757>>; Su-33を製造したのは極東のコムソモリスク＝ナ＝アムーレ航空機工場(KnAAPO)であるが、現在では製造ラインがすでに閉じられているため、中国への輸出には新たに製造ラインを立ち上げなおす必要がある。このため、最低でも50機程度のまとまった数を購入してくれなければ採算がとれないとロシア側は主張したが、中国側は十機前後を要求して譲らず、交渉が難航している旨伝えられていた（*РИА Новости*, 2009年3月10日）。

⁵⁶ 中野潤三「ロシアの国益と北朝鮮の核問題・体制変革」スラブ・ユーラシア学の構築研究報告集 No.2 『ロシア外交の現在 I』（北海道大学スラブ研究センター、2004年）54-61項

また、その直前に北朝鮮が実施した「テポドン 2」の発射実験についても、ロシアは発射準備段階から自制を呼びかけていたほか⁵⁷、発射後には国連安保理での非難声明にも賛同している。ロシアは従来、発射されるのが弾道ミサイルではなく、北朝鮮の主張する「衛星打ち上げロケット」であれば問題ないとの立場を示していただけに、これは大きな方向転換であった⁵⁸。さらに発射実験当時、極東部では、MD 能力を持つ S-300 防空システムが警戒配置に就いたほか、今後は最新型の S-400 を配備するとマカロフ参謀参謀総長が述べるなど、全体に強硬な態度が目立った⁵⁹。

ロシア側のこうした対応は、直接的には、核実験による放射能被害や弾道ミサイルの破片落下への懸念からなされたものである。しかし、より長期的な観点からすれば、北朝鮮の行動がアメリカの軍事的対応を招くことのほうが深刻な懸念であると考えられよう⁶⁰。

特に北朝鮮が本格的な核武装を行った場合、アメリカが空爆など限定的な軍事力行使を行う可能性は低くない⁶¹。また、軍事力行使にまでは至らなくても、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、すでに日米による大規模な MD 網の構築という結果を招いており、いずれにしてもロシア側としては好ましいものではない⁶²。

4. おわりに

以上、安全保障に関するロシアの認識を足掛かりとして、東アジアの安全保障環境を概観してきた。そこで、これらを踏まえた上での結論として、ロシアの安全保障政策における東アジアの位置づけについて考察してみたい。

第三節（1）で指摘したように、ロシアが重視する「多極世界」や「大国」といった概念は、いずれもアメリカ（西側）に参照点を置いている。この意味では、ロシアの安全保障政策は対西側関係を軸に形成されていると言えよう。『安全保障戦略』をはじめとする一連の安全保障政策文書において、アジア太平洋地域への言及が際立って少ないのも、このためと考えられる。

では、ロシアの安全保障政策における東アジアとは、対西側関係の従属変数にすぎないのだろうか。そのような見方は、日本や北朝鮮に関しては、ある程度妥当する。前節で見たように、日本の MD や北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、アメリカとの核均衡の文脈から問題視されているためである。また、2000 年代初頭の北朝鮮との関係改善も、「多極世界」路線の一環として行われたものであった。

一方、独自のメカニズムによって規定される関係としては、中露関係の存在を指摘できよう。たしかに中国は、「多極世界」を追求する上での重要なパートナーではあるが、第三節

⁵⁷ *Интерфакс*, 2009 年 3 月 27 日。

⁵⁸ 『共同通信』、2009 年 4 月 27 日。

⁵⁹ *ИТАР-ТАСС*, 2009 年 8 月 26 日。

⁶⁰ Alexander Vorontsov, *CURRENT RUSSIA – NORTH KOREA RELATIONS: CHALLENGES AND ACHIEVEMENTS*, (Brookings Institution, 2007) pp.2-3

⁶¹ *Ibid*, pp.9-10; また、1994 年の第一次核危機においては、クリントン政権（当時）は北朝鮮核施設に対する空爆を考慮していたとされる。“North Korea Nuclear Crisis: February 1993 - June 1994,” *Global Security*, <http://www.globalsecurity.org/military/ops/dprk_nuke.htm>

⁶² なお、4 月の「テポドン 2」発射時には、ロシア空軍の Il-20 電子偵察機が日本海上に進出し、MD に関連する日米の電波・信号情報を収集していたことが明らかになっている（『産経新聞』、4 月 16 日）。

(3)において指摘したように、個別の問題に関する両国のスタンスは必ずしも一致していない。また、2000年代後半以降、軍事バランス、武器輸出などを巡る二国間問題が顕在化し始めており、パートナーシップの重要な柱であった武器輸出は減少しつつある(第三節(4))。その反面、本稿で触れなかった国境分野(国境画定、移民、通商)やエネルギー分野での協力は比較的堅調に推移している。つまり中露関係は、西側との関係よりも、個々の領域における実利的な二国間関係によってより強く規定されてきたと言える。

まとめるならば、ロシアの対東アジア安全保障政策は、①対米核均衡を独立変数として駆動する一連の問題群と、②独自のメカニズムを持った中露の二国間関係群という二つの要因によって規定されていると整理できよう。

このうち、特に決定的な影響を持っているのは、広範な領域にわたる要因②のほうであろう。要因①は、対米関係の従属的現象として限られた領域に置いて問題視されているに過ぎず、対東アジア安保政策全体を規定するものとは言えない(ただし、ロシアが最重視する対西側関係に直結しているため、重要度が低いということではない)。

では今後、これら二つの要因は、どのように作用してゆくと考えられるだろうか。

要因①に関して、当面の問題となりそうなのは、第二・第三段階以降の核軍縮であろう。もし今後ともオバマ政権の政策に変化がなく、1500発以下の水準まで戦略核弾頭を削減したり、戦術核兵器の削減に着手しようとするれば、ロシアとしては(前述した理由から)中国を核軍縮プロセスに巻き込む必要が出てくる。つまり、対米核均衡(要因①)においても中国(要因②)が重要な役割を果たすことになると考えられる。言い換えるならば、ロシアの安全保障政策全体における中国要因の比重が増加することになる。

一方、中露関係については、パートナーでありながらライバルでもあるという、複雑性が問題となろう。仮に今後、ライバルとしての側面が大きくなっていくのであれば、ロシアの「多極世界」路線は修正を迫られることになると考えられるためである。しかし、多くの問題を孕みながらも、ロシアが中国とのパートナーシップを破棄しようとする兆候は現在のところ見られない。『対外政策概念』や『安全保障戦略』が中・印・露の三カ国枠組みに言及しはじめたのも、インドを巻き込むことで一種の均衡を生み出し、複雑化した中国とのパートナーシップを安定化しようとの思惑があるためではないだろうか。

したがって、ロシアの対東アジア安保政策においては、今後も中露関係が最大の要因として作用し、しかもその影響力は拡大してゆく可能性が高いと結論できよう。

付表

表-1『安全保障戦略』の構成と概要

第1章「総論」	
ロシアは20世紀末の政治・社会・経済にわたる 構造的危機を克服した	
多極世界における中心のひとつとして、国際競争力や国益の追求能力を回復し、世界の指導的国家となる前提条件が整ったNSSは国家の持続的発展の条件を規定し、内政・外政における戦略的優先課題・目的・方策に関する公式の体系である	
第2章「現代の世界とロシア：現状および発展の傾向」	
国際情勢全般についての認識	
グローバル化と相互依存の進展によって国家間の発展に不均衡が生じ、 対立が先鋭化している 。欧州では NATOが圧倒的な影響力 を持ち、他の地域的・国際的機構は無力かつ法的に不完全	
陣営間対立から多元外交への移行やプラグマティックな資源活用政策により、国際的影響力を増大させることが可能になった。国際分業への参加、経済的競争力、国防、国家・社会安全保障の向上などにより、世界的経済大国となる潜在力を有している	
国益確保におけるネガティブな要素	
一方的な武力行使、主要国家間の対立、大量破壊兵器のテロリストへの拡散、バイオやハイテク分野での違法行為、グローバルな情報戦、暴力的過激主義(ナショナリズム、外国人嫌悪、分離主義、宗教的過激主義など)、環境問題、不法移民、麻薬取引、人身売買、組織犯罪、新型感染症、水不足	
長期的な国際情勢の焦点は中東・ 北極 ・カスピ海・中央アジアの資源。中期的にはイラク、アフガン、中近東、南アジア、アフリカ、朝鮮半島の紛争が悪影響を及ぼす	
核および危険物質、通常兵器の拡散による紛争の発生・激化の可能性。また 資源を巡っての軍事力行使 によってロシアおよび同盟国近辺のバランスが崩れる恐れ。核保有国は増加の見込み	
アメリカが ミサイル防衛(MD)システムを欧州に配備すれば、国際的・地域的不安定化を招く	
金融危機の損失は大規模な軍事力行使に匹敵	
推進すべき長期的国際安全保障政策	
堅固で対等な安全保障の確保。 軍拡競争や無駄な対決を排した、合理的でプラグマティックな外交政策	
国連を中心とした国際関係の安定化。G8、G20、RIC(ロシア・インド・中国)、BRICsなどの多国間協力を拡充。特にCIS諸国との二国間・多国間協力が重要	
CSTO(CIS集団安全保障条約機構)は麻薬、地域的課題、政治・軍事・戦略的課題への対処のための主要な国家間機構	
SCO(上海協力機構)の政治的潜在力の強化および同機構における中央アジアとの提携強化	
EUとの経済・内外の安全保障・教育・科学・文化の面での連携。欧州・大西洋における開かれた集団安全保障システムの設立	
NATOとの関係では、ロシア付近への拡大、国際法に違反した活動のグローバル化が決定的な要因。ロシアは対等性を前提としてNATOとの関係を進展させる用意があるが、それはNATOが ロシアの国益や国際法をどの程度考慮するか にかかっている	
第3章「ロシア連邦の国益および戦略的・国家的優先課題」	
民主主義・市民社会の発展、経済競争力の向上	
憲法体制・領土的一体性・主権の保持	
ロシアが、多極世界における戦略的安定と互恵的パートナーシップを築ける 世界的大国 となること	
第4章「国家安全保障の提供」	
1. 国防	
国防の戦略目標：世界的・地域的戦争・紛争の抑止および戦略的抑止の実施。戦略的抑止は、政治・外交・軍事・経済・情報などの 包括的な措置の策定・実施を前提とする	
国防の原則は、 合理的十分性および効率性に基づく 。これには非軍事的手段、公開外交、平和構築、国際的軍事協力を含む	
軍事的安全保障には十分な資金・物質的資源を配分する	
脅威： 情報技術などのハイテク手段・非核型戦略兵器・グローバルMDの一方的形成、宇宙空間の軍事化・戦略核戦力による圧倒的優位 。WMDおよび運搬手段の拡散	
ネガティブな影響：軍縮・軍備管理の後退およびミサイル警戒・宇宙監視システム、戦略核、核兵器保管施設、原子力・化学施設などの不安定化	
中期的な課題：戦略核戦力を維持しつつロシア軍を質的に新たなあり方に移行させること。具体的には組織・機構改編、常時即応部隊増加、機動力と訓練の改善、統合運用、装備更新。また武力省庁を横断した統合発注システムを創設。装備更新計画に合わせて軍需産業コンプレックスの整理・統合を実施	
2. 国家的・社会的安全保障	
戦略目標：憲法体制の基礎、基本的人権・自由の保護、主権・独立・領土保全、市民社会の安寧、政治・社会的安定の維持	
脅威の源泉：外国の特殊機関や個人によるロシアの安全保障を損なおうとする活動、テロ組織や個人によるWMDの使用を含む、憲法体制の強制的変更、行政機関の正常な業務の妨害、軍事・産業・民生施設の破壊、民族・宗教的過激主義による領土的一体性・内政・社会的不安定化、個人・財産・行政・社会経済的安全保障への侵害(汚職を含む)	
長期的方針：個人の保護者としての国家の役割増大、治安・汚職・テロ・過激主義関連の法整備、在外ロシア市民の権利擁護、国際協力の拡大	
国境の十分な防衛と警備が必要 。国境付近の軍事紛争の存在とそのエスカレーションの可能性、近隣国家との国境問題の未確定、テロ・過激主義勢力のロシア領内への侵入、薬物や禁輸品の密輸、不法移民、国境警備インフラ・装備の不備	
カザフ、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャンとの国境にハイテク・多機能の国境システムを設立。北極・極東・カスピ地域では国境警備を改善。天災・人災による非常事態対処のため、統一国家システムを改善・発展、外国との非常事態対処システムとも統合	

3. 生活水準の向上
戦略目標: 社会・財産上の格差是正、中期的な人口の安定、長期的な人口問題の抜本的改善
生活水準の向上は、個々人の安全、快適な住宅・高品質で安全な商品やサービスの入手性、一定の収入の確保による
脅威の源泉: 金融危機、原料資源不足、水・食料の争奪激化、先端技術での遅れ、対外的要因による戦略的リスクの高まり
中期的な方向性: 食糧安全保障と高品質な医薬品の自給体制を確保する
4. 経済成長
戦略目標: 中期的にGDPで世界のトップ5入りをする。そのための経済・技術分野の水準を達成
戦略的リスクと脅威: 資源輸出への依存、競争力低下、国際的な景気に対する依存度の高さ、国家による経済統制の効率性の低さ、資源の不足、地域間の発展の不均衡、金融システムの安定性の低さ
長期的なエネルギー安全保障の確保: 多国間エネルギー市場の形成、省エネ・クリーン技術の開発、エネルギーの安定供給、効率的なエネルギー利用、戦略備蓄の充実などを推進
産業構造多角化と競争の奨励、イノベーションの推進、金融・銀行システムの改善、労働生産性の向上、科学技術上の優先課題実現、IT産業の発展
北極・東シベリア、極東における輸送・エネルギー・情報・軍事インフラの整備を完了する
地域間の発展格差を是正。特に南部・沿ボルガ・ウラル・シベリア・極東でのイノベーションの推進
5. 科学・技術・教育
戦略目標: イノベーションの進展による経済的優位性・国防の需要を充足、高度の専門性を持つ人材の育成
ネガティブな影響: 技術の遅れ、電子機器・戦略物資の輸入への依存、技術流出、イノベーションの不十分、関連人材への社会保障の不十分と教育水準の低さ
イノベーションの推進、高度な専門家・労働者の育成、官民の連携、科学・教育・産業の統合などの技術安全保障を推進
6. 保健
戦略目標: 長寿、身体障害者率・死亡率の低減、近代的な予防医学、医療支援・医薬品の向上
主な脅威: 大規模な感染症(HIV、結核を含む)、麻薬・アルコール中毒、向精神薬の入手が容易になること。
ネガティブな影響: 医療水準の低さ、関係者の所得水準の低さと資金拠出の不十分、医療へのアクセスの悪さ
7. 文化
戦略目標: 国民の文化へのアクセス拡大、創造的自己実現の環境整備、各地方のイニシアチブ支援
主な脅威: 社会の周辺の地位にある人々への大衆文化の影響力、文化的なものへの侵害
ネガティブな影響: 歴史のねつ造、無秩序、暴力、人種・民族・宗教的不寛容
8. 生態系環境と合理的自然利用
戦略目標: 自然環境維持、グローバルな気候変動下での経済活動に対する影響の防止
飲料水の衛生状態、環境バランスの悪化をもたらす生産活動、規制外の放射性廃棄物、鉱物・原料資源の採掘量低下・枯渇
クリーンな生産活動、新たなエネルギー・鉱物・原料資源の探査・採掘
9. 戦略的安定性と対等の戦略的パートナーシップ
持続的発展の維持には他国との互恵的なパートナーシップ関係に基づく積極的な対外政策が必要
核兵器のない世界の実現。(米露)二国間における戦略核兵器のさらなる削減の達成
紛争地域における非軍事目的でのロシア軍のプレゼンス
WMDの不拡散
アメリカがグローバルMD、グローバル即時攻撃構想を推進していることから、戦略核の分野での均衡維持のため、コストを最低限に抑えつつあらゆる手段を講ずる
第5章「今次戦略の実現にあたっての組織的、規範・法的、情動的基礎」
安全保障会議書記が安全保障政策の調整を行う
第6章「今次戦略の基本指標」
失業率、もともと豊かな層10%に対するもともと貧しい層10%の比率、消費者物価の伸び率、国家債務の対GDP比、保健・文化・教育・科学への支出の対GDP比、兵器・軍用装備の更新率、軍人・技術者の生活水準

表-2 ロシア戦略核兵力の減少見通し

ICBM配備数の見通し						
	型式名	1基あたりの搭載弾頭	2009年	2015年	2020年	2025年
旧式ICBM	R-36M/SS-18	10	68	40	0	0
	UR-100N/SS-19	6	72	25	0	0
	RT-2PM「トーポリ」/SS-25	1	180	0	0	0
	小計		320	65	0	0
新型ICBM	RT-2UTTH「トーポリM」/SS-27	1	65	75	75	75
	RS-24/SS-X-29	4以上	0	32	82~107	132~157
	小計		65	107	157~182	207~232
旧式・新型ICBM合計			385	172	157~182	207~232

SSBN/SLBM配備数の見通し(カッコ内はSLBM)						
	型式名	1隻あたりの搭載SLBM	2009年	2015年	2020年	2025年
旧式SSBN	667BDR/デルタ	16	5 (80)	n/a	0	0
	667BDRM/デルタIV	16	6 (96)	5 (80)	n/a	n/a
	941/タイフーン	20	1 (20)	1 (20)	n/a	n/a
	小計		12 (196)	6 (100)~	n/a	n/a
新型SSBN	955	16	1 (0)	4 (64)	8 (128)	8 (128)
	小計		1 (0)	4 (64)	8 (128)	8 (128)
旧式・新型SSBN/SLBM合計			13 (196)	10 (164)~	8 (128)~	8 (128)~

出典：拙稿「新戦略兵器の配備を狙う米国 新たな米露核軍縮交渉の裏側を読む」『軍事研究』45巻1号(2010年1月)より転載

表-3 中露の通常兵力比較

	中国	ロシア(極東・シベリア軍管区)
地上兵力		
兵力(師団/旅団数)	166万人(122個師団/旅団)	9万人(15個師団/旅団)
戦車(第3世代戦車)	7500両(1360両)	9000両(0両)
航空兵力		
作戦機総数	1980機	600機
第4世代戦闘機	347機	270機
大型爆撃機	120機	110機
海上兵力		
艦艇総数(トン数)	890隻(132万トン)	240隻(55万トン)
大型水上艦	75隻	20隻
潜水艦(原子力)	60隻(8隻?)	20隻(15隻)

出典：『防衛白書』平成21年度版(ぎょうせい、2009年)；The Military Balance 2009, (IISS, 2009)